小田原市勤労者会館条例等の廃止に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市勤労者会館条例等の廃止
政策等の案の公表の日	平成28年12月15日(木)
意見提出期間	平成28年12月15日(木)から平成29年1月13日
	(金) まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)		2件 (2人)
	インターネット	2 人
	ファクシミリ	一人
	郵送	一人
	直接持参	一人
411		
無	郵送	一人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。 〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件 数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
В	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	_
С	今後の検討のために参考とするもの	1
D	その他(質問など)	1

〈具体的な意見〉

(1) 勤労者会館の利用状況に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む)
1	ここ数年間の会館の利用者数、運営経費 は?また、耐震改修等の修繕を行うといく ら程度の費用が発生するのか?	D	利用者数は直近5年間の平均で一年間に 830人です。年間運営費は約90万円で す。耐震化経費としては、耐震診断が約 300万です。施設改修費は、耐震診断の 結果から算定するものなので、ご理解い ただきたいと存じます。

(2)公共施設の利用促進について

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む)
1	閉鎖は構わないが、公的施設は予約が沢山 入っており、また用途も制限されている。 SNS の広がり等、新しい使い方や新しいサ ークルの在り方がある中で、公共施設全体 をもっと若い方が利用しやすいように規約 を見直してはいかがか。また、自治会公民 館等使われていない施設を多々見かける が、活用方法を考えてはいかがか	С	公の施設は、地方自治法に基づいて、それぞれの行政目的に従い管理・運営をしているところですが、ご意見として参考にさせていただきます。